

宇情個審答申第4号
令和8年9月8日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 和 田 勝 行

宇治市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年9月4日付け、7宇都交第287号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

公文書非公開決定（公開請求に係る公文書の内容：①令和7年7月10日付7宇都交第205号で宇治市長松村淳子殿から請求人●●●●に対して回答された公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）に関する起案伺い等文書②令和7年7月9日付7宇都交第183号で宇治市長松村淳子殿から請求人●●●●に対して回答された公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）に関する起案伺い等文書）に係る審査請求についての諮問

答 申

第 1 結 論

宇治市長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第 2 審査請求の経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

令和 7 年 7 月 1 4 日、審査請求人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「①令和 7 年 7 月 1 0 日付 7 字都交第 2 0 5 号で宇治市長松村淳子殿から請求人●●●●に対して回答された公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）に関する起案伺い等文書②令和 7 年 7 月 9 日付 7 字都交第 1 8 3 号で宇治市長松村淳子殿から請求人●●●●に対して回答された公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）に関する起案伺い等文書」を請求内容とする公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 実施機関の決定及び審査請求人への通知

令和 7 年 7 月 2 8 日、実施機関は、条例第 1 0 条の規定により、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるため、当該公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する公文書非公開決定（公開請求拒否）（以下「本件決定」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）を送付した。

3 審査請求

令和 7 年 8 月 1 2 日、審査請求人は、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求の趣旨

1 審査請求の趣旨

令和 7 年 7 月 2 8 日付 7 字都交第 2 2 6 号による非公開決定を取り消し、当該起案伺文書を部分開示を含めて公開を求める。

あわせて、宇治市においては、情報公開条例の趣旨である「市民の市政への理解と信頼を深めるための原則公開」の理念に沿い、条例第 1 0 条を必要最小限の範囲で適用するよう、制度運用の改善を求める。

2 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件請求に対する非公開決定の理由として、本件文書は、先に請求した駐輪場定期

還付申請書（7字都交第205号）の非公開決定に至る過程で作成された「起案伺、起案鑑」であり、行政内部の意思決定過程および判断根拠を示す行政文書である。宇治市情報公開条例第10条は、特定の個人を識別できる情報（個人情報）を非公開とする規定である。しかし、本件文書は、審査請求人本人の個人情報を含まないことはもとより、第三者の個人情報部分を除けば公開可能な行政情報である。条例第10条但書は、個人識別が不可能となる方法による部分公開を認めており、全体を非公開とすることは過剰な制限である。処分庁は、審査請求に先立ち、「保有個人情報開示請求であれば開示できる」と説明した。しかし、審査請求人の個人情報を含まない文書について、保有個人情報開示制度を適用可能とする説明は制度趣旨に反し、また条例第10条の適用が本来不要であることを自ら認める矛盾した対応である。情報公開条例は、原則公開を定め、その例外として限定的に非公開事由を設けている。本件のように部分的黒塗りですり足る場合に全文非公開とすることは、条例の趣旨を没却するものであり、不当である。以上の理由から、本件非公開決定（7字都交第226号）は違法または不当であり、取り消されるべきである。あわせて、情報公開制度の趣旨に沿った適正運用を行うよう、宇治市における制度運用の改善を強く求める。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件請求は、請求する公文書の件名に個人の氏名が記載されたものであり、当該公文書が存在するか否かを公開することは、個人情報の有無を公開することとなり、この情報は条例第6条第2号に基づき通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであることから、条例第10条に基づき非公開（公開請求拒否）とする本件決定を行ったものである。また、これまでも、実施機関は審査請求人に対し、本人の行為に係る公文書の請求は保有個人情報開示での対応が可能であることを説明してきた。よって、令和7年7月28日付け公文書非公開決定（公開請求拒否）した本件決定は妥当である。

第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人及び実施機関の主張の内容に基づき、本件決定の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 本件文書の特定について

本件請求に係る公文書は、特定の個人に関する当該本人の氏名が記載された起案鑑、伺文書である。

2 条例第10条該当性について

(1) 条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」旨規定している。そして、「公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を

公開することとなる」とは、請求に係る公文書が実際に存在するか否かに関わらず、その存否を明らかにするだけで、条例第6条各号に掲げる非公開情報を公開してしまうような場合をいう。

よって、本件請求に係る公文書が、宇治市に存在しているか否かを答えると非公開情報を公開することとなるか判断する。

(2) 条例第6条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報と規定しており、同号ただし書アからウまでに該当する場合のみ非公開情報から除外している。

(3) 本件請求における特定の個人に関する公文書は、条例第6条第2号の非公開情報に該当するものと認められることから、条例第10条の規定により、存否を明らかにしないで公開請求を拒否したことは妥当である。

なお、情報公開制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、公文書の公開・非公開等の判断は、請求者が誰であるのかを問わず、一律に判断されなければならない。これは、存否応答拒否についても同様であり、特定の個人に関する情報について当該本人から請求があった場合でも、制度上、当該本人に対して存否の応答を拒否するものである。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件審査請求の経過

年 月 日	経 過
令和7年 7月14日	公文書公開請求
令和7年 7月28日	公文書非公開決定(公開請求拒否)
令和7年 8月12日	公文書非公開決定に対する審査請求
令和7年 9月 4日	情報公開・個人情報保護審議会諮問
令和7年12月 8日	実施機関から意見書収受
令和7年12月26日	審査請求人から反論書収受
令和8年 2月18日	実施機関から意見聴取(令和7年度第3回審議会)
	審議(令和7年度第3回審議会)
令和8年 7月28日	審議(令和8年度第1回審議会)
令和8年 9月 8日	答申